

美濃加茂市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項により、次のとおり令和 2 年度工事監査の結果に基づき講じた措置の内容についての通知を公表する。

令和 3 年 4 月 1 3 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和

美濃加茂市監査委員 森 弓 子

1. **監査の種類** 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による
監査
2. **監査の対象** 令和 2 年度市営ハイツ矢田住宅 B 棟長寿命改修工事
所管課 建設水道部都市計画課
3. **監査実施日** 令和 3 年 1 月 22 日（火）
4. **監査結果に関する報告の公表** 令和 3 年 2 月 25 日（木）
5. **監査結果に対する措置の内容**
 - ・ 別紙のとおり

工事技術監査の提案及び検討事項に対する回答

- (1) 受注者は、中小企業退職金共済制度に加入しているが、建設業退職金共済制度には加入していないため、「証紙」未購入であった。今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。

回答→受注者へ本制度目的の説明を含めた指導を行い、その後、受注者が建設業退職金共済制度に加入しました。

- (2) 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する。「建設副産物情報交換システム-COBRIS」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源促進実施書を作成し、提出させる等の指導すること。

回答→提出をするよう指導を行い、3/12に提出を受けました。

- (3) 工事現場内に、産業廃棄物の一時保管場所がある。保管基準に沿い、また必要事項を記載した掲示板を設置する必要がある。

回答→掲示板を設置するよう指導を行い、設置したことを1/28に現場で確認しました。

- (4) 工事現場における分電盤の取扱者を定め、表示すること。

回答→取扱者を表示するよう指導し、表示したことを1/28に現場で確認しました。

- (5) 工事現場に使用塗装空缶が集積されていた。「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」第5条の規定により、事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、SDS（安全データシート「Safety Data Sheet」）を取寄せ、取扱いに関する情報を作業員に周知させること。塗装剤の資材置場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を

把握し、SDS の認識及びリスクアセスメントの実施を行っていた
ただきたい。

回答→指摘内容について指導を行い、SDS の認識及びリスクア
セスメントの実施を徹底しました。

(6) 工事現場の植栽帯の通路に切り株があった。作業員がつまずき
転倒する危険性があるため、適切な処置を講じること。

回答→切り株の上に踏板を設置し、つまずき転倒防止策を実施
しました。1/28 に現場状況を確認しました。

(7) 再下請け通知書の提出案内及び（建設業許可票・労災保険関係
成立表・作業主任一覧と職務）記載項目の徹底がなされていな
かった。請負業者への指導徹底をお願いします。

回答→指導を行い、2/15 に記載項目を精査した再下請け通知書
の提出を受けました。